

確定申告は正しく早い!

確定申告と納税の期限は!

所得税 2月16日から3月15日まで

消費税(個人事業者) 1月1日から3月

31日まで

贈与税 2月1日から3月15日まで

【お願い】

○確定申告期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、早期申告相談・早期提出にご協力を願います。

○申告期限までに申告しなかった場合や誤った申告をされると、不足の税金のほか、「加算税」や「延滞税」などを納付していただことになりますのでご注意ください。

○作成した確定申告書を郵送される場合、提出用・控用及び返信用封筒を同封のうえ、ご送付ください。

○確定申告期間中は当署の駐車場は使用できませんので自動車での来署はご遠慮ください。

○申告は青色申告で、納税は便利な振替納税をご利用ください。

三税共同説明会のお知らせ

東金税務署・山武支庁・横芝町では、次の日程により所得税・事業税・住民税などの申告の仕方や手続きなどについて三税共同説明会を開催いたします。

つきましては、確定申告書などを正しく作成するために、是非この機会をご利用ください。

●開催日時 2月2日 午後1時30分～3

時30分まで

●会場 横芝町中央公民館

●対象地区 横芝町・芝山町・松尾町・蓮沼村

給与所得者の所得税還付申告

給与所得者が次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

○マイホームをローンで取得された場合(住宅取得等特別控除)

○多額の医療費を支払った場合(医療費控除)

○年の途中で退職し、年末調整を受けてない場合

※給与所得者の方の所得税還付申告は、1月から受け付けております。

特別減税の適用をお忘れなく!

平成7年分所得税については、特別減税が適用になります。

この特別減税は、平成7年分の特別減税前の所得税額から、その所得税額の15%相当額(最高5万円)を控除するというものです。

平成7年分の所得税確定申告書には「特別減税額」欄が設けてありますので、申告書の記載に当たっては、「特別減税額」の控除漏れや計算誤りがないようお願いします。※確定申告に関するお問い合わせは東金税務署(☎0475②3121)へ。

保育所の入所申請の受け付けが、1月17日から始まります。4月から保育所への入所を希望する方、また現在入所中で引き続き入所を希望する方は、次の入所基準に注意して手続きをして下さい。

入所基準

児童の保育者が次のいずれかの事情で保育することができない場合。

⑤長期にわたる病人や心身に障害をもつ同居の親を常時介護している。

⑥火災や風水害などでその復旧にあたっている。

⑦その他①～⑥に類する状態にあるもの。

※ただし、いずれの場合もその家庭内に保護者以外のものが児童の保育を行なうことができる場合は入所することができます。

申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②保険証
- ③平成7年度分源泉徴収票(給与所得者)
- ④平成7年度分所得税確定申告書の写し(事業所得者)
- ⑤平成7年度住民税納稅通知書(平成7年1月2日以後横芝町に転入し、横芝町以外の市町村に住民税を納めている人)
- ⑥その他、自営業・パート・内職・農業等の証明書

※申請用紙は、役場福祉課と各保育所に用意しております。くわしいことは、福祉課(☎内線255)へお問い合わせください。